

## 障害者の文化芸術活動を取り巻く現在の状況について

## 1 国の動向

## (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正(令和3年5月)

令和3年(2021年)5月に改正された「障害者差別解消法」では、事業者においても、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことが義務化されました。

## (2) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定(令和4年5月)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため制定されました。

## (3) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の改定(令和5年3月予定)

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が、令和4年度末で終期を迎えることから、第1期基本計画期間中における施策の実施状況や各種調査等により明らかになった成果や今度の課題等を精査しつつ、第2期基本計画の策定に向け、改定作業を進められています。

## 2 県の動向

## (1) 「滋賀県文化振興基本方針(第3次)」の策定(令和3年3月)

- 「文化芸術基本法」第7条の2に基づき、本県における文化振興を総合的かつ計画的に推進するため策定しました。
- 本県では、「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」を基本目標とし、文化芸術を振興する基盤となる、文化芸術に親しみ多様な主体がつながる環境づくりや文化芸術をつなぎ支える人材の育成を進めるとともに、文化芸術を他分野と連携させ、地域の活性化等にもつなげていくことを目指しています。
- 障害者の文化芸術については、「県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる」の柱のもと取組を進めています。

## (2) 「滋賀県障害者プラン2021」の策定(令和3年3月)

- 「障害者基本法」に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めたもので、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として策定しました。
- 「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を基本理念とし、共生社会の実現を目指しています。
- 障害者の文化芸術については、「ともに活動する」の施策領域のもと取組を進めています。

(3) 「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画」の策定(令和3年3月)

- 国宝、重要文化財を含む文化館の貴重な収蔵品やこれまで文化館が果たしてきた役割を未来に引き継ぐため策定しました。
- 本県では、「近江の文化財で‘つなぐ’‘ひらく’未来の滋賀」を基本理念とし、誰もが利用しやすい工夫を視点の一つに掲げ、障害の有無や言語の違い等に関わらず、誰もが楽しめ、人との交流につながる取組を進めています。

(4) 「滋賀県読書バリアフリー計画」の策定(令和4年3月)

- 「読書バリアフリー法」第8条に基づき、本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進するため策定しました。
- 本県では、「障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」を目指す姿とし、視覚障害者等の読書環境の整備を推進することにより、障害者の社会参加・活躍の促進と、共生社会の実現を目指しています。

(5) 文化やスポーツの祭典の開催

令和7年(2025年)に、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されるとともに、「2025年日本国際博覧会(略称「大阪・関西万博」)」が開催される予定です。また、令和9年(2027年)には、ワールドマスターズゲームズ2027関西大会が開催されるなど、国内外から多くの参加者が見込まれるとともに、これらの機会を契機として、障害者による文化芸術プログラムの推進が見込まれます。

### 3 障害者による文化芸術活動を取り巻く現在の状況

(1) 障害者数の推移

本県の障害のある人の数(各障害関係手帳所持者)は、以下の表のように推移している。

障害種別等	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障害者手帳所持者	53,745人	53,795人	53,802人
療育手帳等所持者	14,771人	15,317人	15,814人
精神障害者保険福祉手帳所持者	11,175人	11,710人	12,278人

(2) 文化芸術の鑑賞活動および創造(造形・表現)活動の実施割合

「令和4年度障害者の文化芸術活動の取組状況調査」で、県内の障害者施設の状況について調べたところ、この1年間に劇場や文化施設等への文化芸術を鑑賞した割合は18.2%でした。また、造形活動(陶芸、絵画、織物等)を行っている割合は41.7%、表現活動(うた、ダンス、楽器演奏等)を行っている割合は35.8%でした。

### (3) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 令和2年（2020年）2月に日本国内において、新型コロナウイルス感染症が拡大されたため、展覧会や演奏会等の多くが中止、延期されたことで、県民の文化芸術活動や交流が停滞しました。現在はウイルスの特性の変化やワクチン接種の進捗に応じ、行動制限や経済活動の見直しが行われ、感染対策を徹底しながら文化芸術活動が行われています。
- しかし、県内の障害者施設などにヒアリングを行ったところ、障害者の場合、重症化リスクが高いため、「外出を控えている」「密にならないよう創作活動を控えている」との声がありました。
- 一方、感染症の影響を変化の機会とし、公演のライブ配信や録画配信など、オンラインを活用した文化芸術活動が展開されています。

### (4) 情報社会の進展と文化芸術の新たな楽しみ方の出現

- スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を通じて、時間や場所を問わず、容易に情報が得られるようになるとともに、コミュニケーションの方法も多様化しています。
- 無料の動画配信サービスや定額で音楽・映画などが楽しめる動画配信サービス等が出現したことから、より気軽に文化芸術に親しむことができるようになりました。

### 【参考】 障害者福祉サービス事業所における文化芸術活動の取組状況調査結果

○令和4年度における県内障害者施設の鑑賞活動と創造（造形・表現）活動の実施状況

